

# 岐阜県公報

第二千七百七十八号  
平成二十八年九月二日

(金曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例の一部の施行期日を定める規則

(防災課) 五四九ページ

### 告示

知事指定薬物の指定の失効

(業務水道課) 五四九

道路の区域変更

(道路維持課) 五五〇

道路の供用開始

(同) 五五〇

### 公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 五五〇

指定管理者の指定

(障害福祉課) 五五一

平成二十八年年度技能検定(後期)の実施

(産業技術課) 五五一

国土調査の指定

(都市政策課) 五五四

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(同) 五五四

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 五五四

土地改良区の定款変更認可

(岐阜県農林事務所) 五五四

### 正誤

指定介護機関の廃止の届出中訂正

(地域福祉国保課) 五四六

建築基準法に基づく道路の位置指定中訂正

(建築指導課) 五四六

土地改良区役員の退任及び就任中訂正

(下呂農林事務所) 五四六

## 規則

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに交付する。

平成二十八年九月二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十八号

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例の一部の施行期日を定める規則

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第四十七号) 附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十八年十二月一日とする。

## 告示

岐阜県告示第四百七十二号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第十條第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年九月二日

岐阜県知事 古田 肇

一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 エチルニ（一）（四）フルオロベンジル）一 H インダゾール 三 カルボキサミド）三 メチルブタノアイト及びその塩類（通称 EMB FUBINACA）
  - 2 N（一）アミノ）一 オキソ）三 フェニルプロパン ニ（イル）一（シクロヘキシルメチル）一 H インダゾール 三 カルボキサミド及びその塩類（通称 APP CHMINACA、PX 三）
  - 3 三 メトキシニ（メチルアミノ）一（四）メチルフェニル）プロパン
    - 一 オン及びその塩類（通称 Mexedrone、四 M M C O M e）
- 二 失効の理由  
 当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため。
- 三 指定の効力を失う日  
 平成二十八年九月三日

岐阜県告示第四百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年九月二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	中野方線 苗木線	中津川市高山字西知原二〇一番七地先から 同市同字同二地先まで	後	三〇・〇 二四・八	一四四・〇 一四四・〇	

岐阜県告示第四百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年九月二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
一般国道	二百五十六号	加茂郡白川町白山字保柱口二五八〇番三地先から 同郡同町同字西ヶ牧二五八三番一地先まで	一五五・〇	平成二六・九・二	平成二六・九・二

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十八年八月二日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人かがやきキッズクラブ  
 三代 表 者 の 氏 名 長谷川 則子

四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市柳町七番七号

五 定款に記載された目的 この法人は、地域におけるすべての子ども達、特に障がいのある子ども達とその家族に対して、養育や療育、教育などの広範囲に渡り、子育て支援に関する事業を行い、又、児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業と障がい児相談支援事業の経営を行い、子ども達の健全育成と地域福祉の増進を図り、さらには障がいのある人達が市民と共生するまちづくりを推進し、地域社会全体の利益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十八年八月五日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 K エイシティー・コンソーシアム

三代 表 者 の 氏 名 今井 昌彦

四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市テクノプラザ一丁目一番地

五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般住民、なかでも、情報弱者と呼ばれる層の情報リテラシー向上のための事業や、互いに培った情報リテラシーを地域社会に還元する場の提供、その他情報化社会の発展につながる事業を行い、新時代に対応した地域コミュニティ及びネットワーク社会の創出に寄与することを目的とする。

指定管理者の指定

岐阜県福祉友愛プールに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県福祉友愛プール条例（平成二十七年岐阜県条例第五十四号）附則第二項の規定により公示する。

平成二十八年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会

代表者 岡本 敏美

二 指定の期間

平成二十八年十二月一日から平成三十三年三月三十一日まで

平成二十八年度技能検定（後期）の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により平成二十八年度技能検定（後期）を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示します。

平成二十八年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施等級等

技能検定は、特級、一級、二級、三級及び単一等級に区分し、実技試験及び学科試験によって行います。

二 実施する検定職種（作業）及び等級区分

1 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導

体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

2 一級及び二級

鍛造（ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業）、金型製作（プレス金型製作作業及びプラスチック成形用金型製作作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、時計修理（時計修理作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、機械木工（機械木工作業及び木工機械整備作業）、製版（DTP作業）、プラスチック成形（ブロー成形作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業及び塩化ビニル系シート防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業及びテクニカルイラストレーションCAD作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）、金属材料試験（組織試験作業）、塗装（鋼橋塗装作業）及び写真（肖像写真銀塩作業）

3 三級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業及びテクニカルイラストレーションCAD作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）及び写真（肖像写真デジタル作業）

4 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）及び樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

三 技能検定試験手数料

1 実技試験 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）で定める額とします。

2 学科試験 三千百円

四 実施期日

1 実技試験

平成二十八年十二月一日（木）から平成二十九年二月十二日（日）までの間に於いて、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

2 学科試験

(一) 平成二十九年一月二十二日（日）に実施する検定職種

(1) 一級及び二級

鍛造、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験

(2) 三級

電気機器組立て及び配管

(二) 平成二十九年一月二十九日（日）に実施する検定職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 一級及び二級

金型製作、自動販売機調整、時計修理、機械木工、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、防水施工、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図

(3) 三級

時計修理、家具製作、冷凍空気調和機器施工及び機械・プラント製図

(三) 平成二十九年二月一日（水）に実施する検定職種

一級及び二級  
写真

(四) 平成二十九年二月五日(日)に実施する検定職種

(1) 一級及び二級

プリント配線板製造、空気圧装置組立て、和裁、製版、プラスチック成形、建築大工、かわらぶき、テクニカルイラストレーション、鉄筋施工、塗装及びコンクリート圧送施工

(2) 三級

機械検査、プリント配線板製造、和裁、建築大工、テクニカルイラストレーション、機械加工、電子機器組立て、鉄筋施工及び写真

(3) 単一等級

電子回路接続及び樹脂接着剤注入施工

五 実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途岐阜県職業能力開発協会から受検申請者に通知します。

六 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ岐阜県職業能力開発協会において公表するとともに、受検申請者宛て送付します。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。

後期試験の問題の公表は、平成二十八年十一月二十四日(木)から行います。

七 受検申請の手続

1 提出書類等

(一) 県が指定する技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

(三) 三に定める手数料

(四) 実技試験を在校生として受検する場合は、在校生であることを証明する書類

2 提出先

千五〇二 〇八四一 岐阜市学園町二丁目三番地 岐阜県人材開発センター内  
岐阜県職業能力開発協会(電話〇五八 二三三三 四七七七)

3 受付期間

平成二十八年十月三日(月)から平成二十八年十月十四日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

4 受検申請に関する注意

(一) 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検には原則として一定の実務経験が必要となります。

(二) 提出書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書してください。また、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面(写しでも可)を同封してください。

なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付けます。

(三) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、二に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができます。

(四) 実技試験の手数料及び学科試験の手数料を申請書に添えて納付してください。

なお、郵送による手数料の納付は、受付期間内の消印があるものに限り、受け付けます。

(五) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。

(六) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

八 合格の発表等

1 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、平成二十九年三月十日(金)に岐阜県商工労働部産業技術課前に掲示されます。

2 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会から平成二十九年三月十日(金)付けの書面で通知されます。

3 技能検定合格証書の交付

特級、一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、技能土章が交付されます。

九 試験結果の提供

1 提供する試験結果

学科試験及び実技試験（要素試験、作業試験及びペーパーテスト）の得点

2 提供期間

合格発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（岐阜県庁二階）電話〇五八 二七二 一一一一 内線三三九

六

4 提供を受けるために必要な書類等

(一) 受検票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受検者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十 その他

技能検定について不明な点は、岐阜県商工労働部産業技術課（電話〇五八 二七二 一一一一 内線三三三三）又は岐阜県職業能力開発協会（電話〇五八 二二三三 四七七七）までお問い合わせください。

国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、平成二十八年九月二日に次のとおり国土調査として指定したので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十八年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
関 市	関市富之保及びび下之保の一部	平成二八・二九・三〇から三三・三二まで

開発許可（変更許可）番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類の	公共施設の位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
-------------------	--------------------	----------	-------------	------------------

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市大字千旦林の一部（馬見岩平）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成十九年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市（大字千旦林の一部）の地籍図

岐阜県中津川市（大字千旦林の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十八年九月二日

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十八年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>岐阜県指令岐西建築第二 八号の一八 平成二七・一二・一六</p>	<p>同岐西建築第二八号の二 七 同 二八・四・一</p>	<p>同岐西建築第三六号の八 同 二七・一一・一七 同岐西建築第三九号 の五四 同 二八・三・二八</p>	<p>同東建築第八七号 同 二七・七・三一 同東建築第八一号 同 二八・六・九</p>	
<p>瑞穂市本田字北縄ノ尻一四三〇番一及 び一四三五番一</p>	<p>瑞穂市稲里字村前七六九番及び七三八 番四三の二部</p>	<p>安八郡安八町東結字東脇九五二番二九 九五二番三〇、九五二番三二及び安八 町所管法定外公共物（水路）</p>	<p>中津川市茄子川字津戸井一六九二番一 の一部、一六九三番一、一六九三番三、 一六九三番四、一六九四番一、一六九 四番三、一六九四番六、一六九五番一、 一六九五番四の一部、一六九五番六、 一六九五番七、一六九六番一、一六九 六番二、一六九七番一、一六九八番一、 一六九八番二、一六九九番一、一七〇 〇番一、一七〇〇番二、一七〇〇番三、 一七〇一番一、一七〇一番二、一七〇一 番三、一七〇一番九、一七〇一番一 一、一七〇一番二、一七〇一番三、 一七〇一番一、一七〇三番一の一部、 一七〇四番一、一七〇五番一、一七〇七 番一の一部、一七〇八番一の一部、一 七〇番一、一七〇番二、一七〇番三、 一七二番一、一七二番二、一七二番三、 一七二番四、一七二番五、一七二番六、 一七二番七、一七二番八、一七二番九、 一七二四番一、一七二四番六の一部、 一七二七番一、一七二九番一及び中津 川市所管法定外公共物（道路及び水路）</p>	
<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>道路、緑地 水路、その 他（消火柱）</p>	
<p>開発登録簿 による</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	
<p>瑞穂市稲里六六七番地の二〇 有限会社岡本工業 代表取締役 岡 本 保 夫</p>	<p>岐阜市金岡町五番地 セントラル開発株式会社 代表取締役 岩 田 克 弘</p>	<p>岐阜市市橋四丁目一―番二―号 上松ビル 一階 有限会社ハウスヨシダ 代表取締役 吉 田 直 博</p>	<p>和歌山県和歌山市中島一八五番地の三 株式会社オークワ 代表取締役 神 吉 康 成</p>	

土地改良区の定款変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十八年九月二日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
--------	-------

株式会社 新生メディカル	岐阜市橋本町二五二	訪問介護	株式会社新生メディカル池田営業所	揖斐郡池田町本郷一五三一	同
株式会社 新生メディカル	岐阜市橋本町二五二	訪問介護	株式会社新生メディカル池田営業所	揖斐郡池田町本郷一五三一	同
株式会社 新生メディカル	岐阜市橋本町二五二	訪問介護	株式会社新生メディカル池田営業所	揖斐郡池田町本郷一五三一	同
株式会社 新生メディカル	岐阜市橋本町二五二	訪問介護	株式会社新生メディカル池田営業所	揖斐郡池田町本郷一五三一	同
株式会社 新生メディカル	岐阜市橋本町二五二	訪問介護	株式会社新生メディカル池田営業所	揖斐郡池田町本郷一五三一	同
株式会社 新生メディカル	岐阜市橋本町二五二	訪問介護	株式会社新生メディカル池田営業所	揖斐郡池田町本郷一五三一	同
株式会社 新生メディカル	岐阜市橋本町二五二	訪問介護	株式会社新生メディカル池田営業所	揖斐郡池田町本郷一五三一	同
株式会社 新生メディカル	岐阜市橋本町二五二	訪問介護	株式会社新生メディカル池田営業所	揖斐郡池田町本郷一五三一	同
株式会社 新生メディカル	岐阜市橋本町二五二	訪問介護	株式会社新生メディカル池田営業所	揖斐郡池田町本郷一五三一	同
株式会社 新生メディカル	岐阜市橋本町二五二	訪問介護	株式会社新生メディカル池田営業所	揖斐郡池田町本郷一五三一	同

正誤

（原稿誤り）  
平成二十八年七月十五日第二千七百六十四号 建築基準法に基づく道路の位置指定（岐阜県告示第四百十五号）四四八頁上段表中「不破郡垂井町附」は、「不破郡垂井町府」の誤り。

中濃用水岐阜土地改良区 平成二八・八・一〇

正誤

（原稿誤り）  
平成二十七年四月十四日第二千六百三十九号 指定介護機関の廃止の届出（岐阜県告示第百九十一号）二八三頁中

正誤

（原稿誤り）  
平成二十八年七月十五日第二千七百六十四号 土地改良区役員の退任及び就任四五七頁上段前から一行目及び七行目中「驒井千冬」は「今井千冬」の、同段前から二行目中「中島則之」は「中原則之」の誤り。

平成二十八年九月二日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社